

令和6年度 沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会

日時：令和6年8月14日（水）10:30～12:00

場所：県庁6階第2特別会議室

次 第

1 沖縄県挨拶

保健医療介護部長 糸数 公 10:30～10:35 (5)

2 ハンセン病回復者からのコメント

ハンセン病回復者の会 平良 仁雄 10:35～10:45 (10)

3 議事

(1) 第1回 沖縄県ハンセン病問題シンポジウムの開催について 10:45～11:45 (60)

(2) その他 11:45～12:00 (15)

4 閉会

〈配付資料〉

- 1 次第・出席者名簿
- 2 資料1
- 3 資料2
- 4 資料3
- 5 資料4
- 6 参考資料1
- 7 参考資料2

令和6年度沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会 出席者名簿

区分	所属	職名	氏名	備考
1	沖縄ハンセン病回復者の会	共同代表	平良 仁雄	
2	沖縄ハンセン病回復者の会	事務局長	神谷 正和	
3	ハンセン病回復者等 沖縄愛楽園自治会	会長	小底 京子	
4	宮古南静園入所者自治会 (宮古退所者の会 代表)	連絡員代行	(欠席) 知念 正勝	
5	ハンセン病回復者家族		※氏名非公表	
6	療養所 国立療養所 沖縄愛楽園	園長	野村 謙	
7	国立療養所 宮古南静園	園長	松原 洋孝	オンライン
8	ハンセン病問題ネットワーク沖縄	事務局長	(欠席) 神谷 征子	
9	支援団体 ハンセン病と人権市民ネットワーク宮古	共同代表	亀濱 玲子	
10	公益財団法人沖縄県ゆな協会	理事長	(欠席) 小渡 有明	(代理) 仲程 武 事務局長 (オンライン)
11	専門職団体 沖縄県ソーシャルワーカー協議会 (一般社団法人沖縄県医療ソーシャルワーカー協会理事)		樋口 美智子	オンライン
12	学識経験者 琉球大学人文社会学部	教授	森川 恭剛	協議会会長
13	沖縄弁護士会 (ハンセン病家族訴訟弁護団)	弁護士	神谷 誠人	生活支援部会長
14	行政機関 教育庁県立学校教育課	課長	(欠席) 屋良 淳	(代理) 西江 里和子 指導主事
15	保健医療介護部地域保健課	課長	國吉 聡	

〈オブザーバー〉

1	療養所 沖縄愛楽園交流会館	学芸員	鈴木 陽子	啓発推進部会長 (辻さんはオンライン)
2			辻 央	
3	厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課	課長補佐	岩倉 慎	オンライン
4	法務省那覇地方法務局人権擁護課	課長	日高 剛	
5	行政機関 教育庁義務教育課	指導主事	長浜 朝子	オンライン
6	宮古島市健康増進課	課長	湧川 博昭	オンライン
7	名護市健康増進課	主事	金城 百代	オンライン

〈事務局等〉

1	保健医療介護部	部長	糸数 公	
2	行政機関 保健医療介護部地域保健課	班長	長濱 直子	事務局
3	保健医療介護部地域保健課	主任	与那覇 佑	事務局

第 1 回 沖縄県ハンセン病問題シンポジウムの開催について

1 全面的な解決に向けた協議会での協議事項

- (1) ハンセン病問題の啓発の取組に関すること
 - ① 県民への啓発の推進※1
 - ② 学校教育での人権学習、教員向け人権研修の推進

- (2) ハンセン病回復者等の福祉の増進に関すること
 - ① 回復者の相談支援体制の充実
 - ② 地域の医療・介護を安心して受けられるための支援体制※2 (再入所問題含む)

- (3) その他ハンセン病問題に関して協議会が必要と認める事項
 - ① 家族に対する取組※3
 - ② 療養所の将来構想 など

2 第 1 回目シンポジウムの柱

1 の下線部分の課題を共有し、それぞれの立場で何ができるか考える。
(それぞれの立場で、どのような取組(支援)をしてきたか、今後何ができるか。)

※1 ハンセン病問題の周知

その歴史、回復者・家族が生きづらい生活を強いられてきた現状、共生社会の構築に向けた思いを共有する。

※2 安心して地域で生活するための支援について考える(主に退所者)

現状の課題を明確にし、現在どのような支援が行われているか、今後何ができるか考える。

※3 家族が抱える問題の共有、家族補償金の周知

現状の課題を明確にする。申請が低調にとどまっている補償金制度の周知を行う。

「第 1 回沖縄県ハンセン病問題シンポジウム」実施要綱（案）

1. 目的：

ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病回復者やその家族の名誉回復を図るため、県および県民は当事者の具体的な要望を真摯に受け止め、それぞれの立場で何が出来るか考える機会とする。

あわせて、申請が低調にとどまっているハンセン病元患者家族に対する補償金制度の周知を行う。

2. テーマ：ハンセン病問題から考える共生社会とは

3. 日 時：令和 6 年 10 月 18 日（金）14：00～16：30

4. 会 場：琉球新報ホール（那覇市泉崎 1-10-3）

※ライブ配信は調整中

5. 対象者：一般県民

（市町村福祉部局、学校関係（教員及び学生）の参加についても広く呼びかける。）

6. 費 用：参加無料

7. 主 催：沖縄県

8. 共催（予定）

沖縄県教育委員会、沖縄県ハンセン病回復者の会、国立療養所沖縄愛楽園、沖縄愛楽園自治会、沖縄愛楽園交流会館、国立療養所宮古南静園、宮古南静園入所者自治会、宮古退所者の会、ハンセン病問題ネットワーク沖縄、ハンセン病と人権市民ネットワーク宮古、一般社団法人沖縄県医療ソーシャルワーカー協会、公益財団法人沖縄県ゆな協会、株式会社琉球新報社

9. 後援（予定）

厚生労働省、那覇地方法務局、沖縄県市長会、沖縄県町村会、株式会社沖縄タイムス社、NHK 沖縄放送局、琉球放送株式会社、琉球朝日放送株式会社、沖縄テレビ放送株式会社、宮古テレビ株式会社、宮古毎日新聞社、株式会社宮古新報、株式会社ラジオ沖縄、株式会社エフエム沖縄

10. プレ企画

ハンセン病問題啓発映画「一人になる」の上映

主催：ハンセン病問題ネットワーク沖縄

後援：沖縄県

日時および場所：9月8日午前10時～（県立博物館）

9月14日午後2時～（読谷村文化センター）

10月6日午後2時～（名護市中央公民館）

費用：無料

第1回沖縄県ハンセン病問題シンポジウム

日時: 令和6年10月18日(金)14時～16時30分(開場13時30分)

場所: 琉球新報ホール
※ライブ配信は調整中

プログラム(案)

司会: ○○○○

	内 容	出 演	開始時刻	終了時刻	時間 (準備等含む)
1	主催者挨拶	沖縄県保健医療介護部長 系数 公(いとかず とおる)	14:00	14:05	0:05
2	趣旨説明	沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会長 森川 恭剛(もりかわ やすたか)	14:05	14:20	0:15
3	ハンセン病回復者による講演 ～体験談①～	ハンセン病回復者 平良 仁雄(たいら じんゆう)	14:20	14:50	0:30
4	ハンセン病回復者家族による講演 ～体験談②～	ハンセン病回復者家族 ○○○○	14:50	15:10	0:20
5	ビデオレターの紹介	(動画による出演) 東ちづる氏(女優、タレント) せやろがいおじさん(お笑い芸人、YouTuber) まーちゃん(お笑い芸人)	15:10	15:20	0:10
6	パネルディスカッション 「ハンセン病問題から考える共生社会とは」 ～地域で生きる回復者・家族～	【登壇者】 ファシリテーター ・琉球新報社 ○○○○ パネリスト ・ハンセン病回復者 神谷 正和(かみや まさかず) ・ハンセン病回復者家族 ○○○○ ・沖縄県保健医療介護部長 系数 公 (案)＜指定発言＞ ・弁護士 ・学校関係者 ・沖縄県ゆうな協会 など	15:20	16:25	1:05
7	閉会の挨拶	・沖縄愛楽園自治会長 小底 京子(こそこ きょうこ) ・宮古南静園入所者自治会連絡員 知念 正勝(ちねん まさかつ)	16:25	16:30	0:05

(案)

第1回

資料4

沖縄県ハンセン病問題シンポジウム

沖縄県では、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病回復者やその家族の名誉回復を図ることを目的に、県および県民が当事者の具体的な要望を真摯に受け止め、それぞれの立場で何が出来るかを考える機会とするためのシンポジウムを開催します。

ハンセン病問題について詳しく知りたい方は、右記の沖縄県ホームページをご覧ください。

QR
コード

知っていますか？
ハンセン病のこと
療養所のこと

日時

令和6年 **10月18日** **金**

14:00 ~ 16:30 (開場13:30)

会場

琉球新報ホール (琉球新報本社ビル3階)

開催方法

**会場開催 (600名) と
ライブ配信 (事前申込不要) による
ハイブリッド開催**

- どなたでも入場いただけます。
- 団体 (10名以上) での入場は事前にお問い合わせください。

**参加
無料**

問い合わせ先

沖縄県保健医療介護部地域保健課

TEL : 098-866-2215 / FAX : 098-866-2241

E-mail : aa090701@pref.okinawa.lg.jp

プログラム

日時：令和6年10月18日（金）

14：00～16：30（開場13：30）

会場：琉球新報ホール（琉球新報本社ビル3階）

- (1) 主催者挨拶
- (2) 趣旨説明
- (3) ハンセン病回復者による講演
- (4) ハンセン病回復者家族による講演
- (5) ビデオレターの紹介
- (6) パネルディスカッション
「ハンセン病問題から考える共生社会とは」
～地域で生きる回復者・家族～
- (7) 閉会の挨拶

プレ企画

ハンセン病問題啓発映画「一人になる」の上映

日時および場所：9月8日（日）午前10時～ 県立博物館・美術館

9月14日（土）午後2時～ 読谷村文化センター

10月6日（日）午後2時～ 名護市中央公民館

費用：無料

主催：ハンセン病問題ネットワーク沖縄 / 後援：沖縄県

主催：沖縄県

共催：沖縄県教育委員会、沖縄県ハンセン病回復者の会、国立療養所沖縄愛楽園、沖縄愛楽園自治会、沖縄愛楽園交流会館、国立療養所宮古南静園、宮古南静園入所者自治会、宮古退所者の会、ハンセン病問題ネットワーク沖縄、ハンセン病と人権市民ネットワーク宮古、一般社団法人沖縄県医療ソーシャルワーカー協会、公益財団法人沖縄県ゆうな協会、株式会社琉球新報社

後援：厚生労働省、那覇地方法務局、沖縄県市長会、沖縄県町村会、株式会社沖縄タイムス社、NHK沖縄放送局、琉球放送株式会社、琉球朝日放送株式会社、沖縄テレビ放送株式会社、宮古テレビ株式会社、宮古毎日新聞社、株式会社宮古新報、株式会社ラジオ沖縄、株式会社エフエム沖縄



公益財団法人 沖縄県ゆうな協会

ゆうな相談センター宮古

開所



＼宮古島市に相談窓口を開所しました！／

このたび、宮古合同庁舎 1 階に相談センターを開所しました。宮古島や周辺の離島にお住まいのハンセン病回復者及びご家族の方や関係機関の皆様の身近な相談窓口としてご利用いただけましたら幸いです。

ゆうな相談センター宮古

- ・ 場所：沖縄県宮古合同庁舎 1 階
- ・ 窓口対応：毎週 火 ・ 木 曜日(祝日を除く)
日 時 午前 9 時 ～ 午後 5 時

連絡先：080-9853-4577

※電話でのご相談は、月曜日から金曜日（祝日を除く）も対応しております。また、ゆうな協会でも受付しておりますので、お気軽にご相談ください。

公益財団法人

沖縄県ゆうな協会 ゆうな相談センター宮古

〒906-0012 沖縄県宮古島市平良西里 1 1 25 番地

電話・FAX：0980-79-8103



公益財団法人 沖縄県ゆうな協会
医療・介護・福祉などに関する
《相談窓口のご案内》



◎ ゆうな協会では、医療や介護、福祉のことなどでお困りの方に対して、ソーシャルワーカー(社会福祉士)が相談をお受けしています。

例えば

- ・一人で病院に行くのが不安・・・
- ・現況届を提出したか忘れてしまう。
- ・家事を手伝ってほしい。

◎ハンセン病回復者及びご家族の方や関係機関の皆様の相談に対応します。※個人情報は厳守します。

◎ご相談はお電話またはゆうな協会に来所いただくか、自宅まで伺うことも可能です。ご事情に応じて、相談場所は柔軟に対応しますので、お気軽にご連絡ください。

連絡先：098-832-9528

- ・毎週月曜日から金曜日（祝日を除く）
午前9時から午後5時まで

公益財団法人 沖縄県ゆうな協会

〒900-0024 那覇市古波蔵1丁目25番18号

電話：098-832-9528

FAX：098-833-5615

E-mail：iryokaigo@yuunakyokai.jp



沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 沖縄県は、国及び市町村等と連携し、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第5条の規定における地方公共団体の責務を果たすべく、沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、ハンセン病患者に対する隔離政策によりハンセン病患者であった者及びその家族（以下「ハンセン病回復者等」という。）が受けた被害について深い反省の念を込め、ハンセン病回復者等に対する偏見と差別のない、安心して豊かな生活を営むことができる社会の実現を目指し、ハンセン病問題の全面的な解決の推進に資することを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ハンセン病問題の啓発の取組に関すること
- (2) ハンセン病回復者等の福祉の増進に関すること
- (3) その他ハンセン病問題に関して協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の構成員は、次の各号に掲げる者から構成する。

- (1) ハンセン病回復者等
 - (2) 国立ハンセン病療養所
 - (3) ハンセン病回復者支援団体
 - (4) 学識経験者
 - (5) 関係行政機関
 - (6) その他保健医療介護部長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会合)

第5条 協議会の開催は、保健医療介護部長が通知する。

- 2 協議会の議事進行は、会長が行う。
- 3 会長は、必要に応じて、協議会に委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 協議会は、協議を円滑かつ効率的に推進するために必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会の設置及び運営に必要な事項は、地域保健課長が別に定める。

(秘密の保持)

第7条 協議会及び作業部会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の運営にあたり必要となる庶務は、保健医療介護部地域保健課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健医療介護部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。